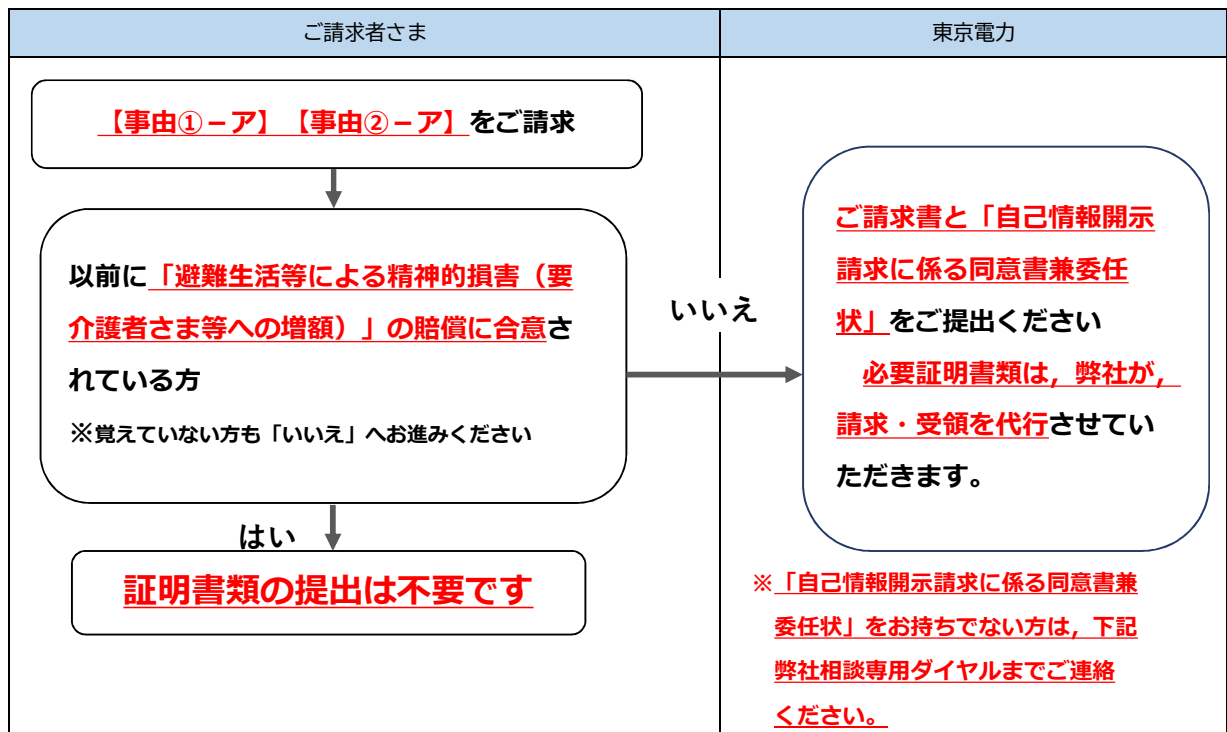


精神的損害の増額「事由①-ア」「事由②-ア」の取扱いについて

中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償（避難生活等による精神的損害の増額）のうち、
「事由①-ア」「事由②-ア」をご請求いただく方は下記<ご提出いただく書類の要否フロー>をご確認ください。

増額事由		賠償対象となる方 (避難等対象者の方の内以下に該当の方)
事由①-ア	要介護状態にあること	介護保険被保険者証にて介護等級5～1の認定を受けていることが確認できる方
事由②-ア	身体又は精神の障害があること	身体障害者等級1～6級の認定又は精神障害等級1～3級の認定を受けていることが確認できる方

<ご提出いただく書類の要否判定フロー>



自己情報開示請求に係る同意書兼委任状をご提出いただくことで取得可能な証明書類	
事由①-ア	・介護保険被保険者証（要介護5～1）：認定履歴
事由②-ア	・身体障害者手帳（身体障害等級1～6級）：認定履歴 ・精神障害者健康福祉手帳（精神障害等級1～3級）：認定履歴 ・療育手帳：認定履歴

※ご不明な点等がございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

[お問い合わせ先]

東京電力ホールディングス株式会社

福島原子力補償相談室

電話：**0120-926-470** 受付時間／9:00～19:00(月～金(除く休祝日))
 9:00～17:00(土・日・休祝日)